

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和5年（2023年）4月18日

収支等命令者

SAGA2024実行委員会事務局
競技運営チームリーダー 本村 誠

1 業務内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | SAGA2024競技会を楽しむ環境づくり事業
(動画配信サポート事業) 業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙1の説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年（2024年）3月29日まで |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、単独又は共同提案により行うものとし、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

(1) 単独提案の場合

- ア 佐賀県内に本店又は支店を有するものであること。支店の場合は、県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上の者又は県内事業所における従業員数が50人以上の者。
- イ 過去3年程度にインターネットを活用したスポーツライブ配信の実績を有すること（官公庁・民間問わず）。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- カ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 下記(2)の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 複数事業者による共同提案の場合（共同企業体）
- ア 代表者（幹事者）を定めること。
 - イ 全ての構成員が上記(1)ウからキまでの要件を満たすこと。
 - ウ 構成員のいずれかが上記(1)アの要件を満たすこと。
 - エ 構成員のいずれかが上記(1)イの要件を満たすこと。
 - オ 全ての構成員は他の共同企業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 S A G A 2 0 2 4 実行委員会事務局 競技運営チーム 担当 西岡、稲田
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7405
ファックス番号 0952-25-7354
電子メールアドレス saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和5年（2023年）4月18日（火曜日）から同4月28日（金曜日）まで佐賀県ホームページ及びS A G A 2 0 2 4 公式ホームページに掲載する。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和5年（2023年）4月25日（火曜日）午前10時から
- (2) 開催場所 旧自治会館8号会議室
- (3) その他 説明会参加希望の場合は、令和5年（2023年）4月24日（月曜日）午後5時までに、参加者名及び参加人数を記載の上、「3(1)担当課電子メールアドレス」あてメールで申し込むこと。
- ※メールの件名は「【説明会参加申込】動画配信サポート事業」とすること。
- ※会場の都合により「来訪」による参加人数は1団体2名までとする。
- ※Web（リモート）による参加も可能とし、その際は説明会参加申込時のメールに「Web（リモート）」による参加希望を明記すること。
- 「Web（リモート）」による参加方法（URL等）については、別途個別に連絡する。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）に関係

資料を添付のうえ、「3(1)担当課」に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)4月27日(木曜日)午後5時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和5年(2023年)4月28日(金曜日)(予定)までに通知する。

注) 郵送の場合は、消印有効とし提出期限までに電子メールにて参加資格確認申請書の写しを送信すること。また、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書等の提出

関係資料を添付のうえ、「3(1)担当課」に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書等の内容は、別紙1の説明書のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和5年(2023年)5月8日(月曜日)正午まで(必着)

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所(予定)

- (1) 日時 令和5年(2023年)5月11日(木曜日)午後2時から
- (2) 場所 佐賀県庁新館7階地域交流部内会議室
- (3) その他 プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

令和5年(2023年)5月12日(金曜日)までに全ての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙3のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- (4) 審査内容及び評価結果に係る説明、公表は行わない。

10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる

おそれがないとき。

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。
- ウ 上記の理由により、本件プロポーザル手続を中止する場合は、佐賀県ホームページ及びSAGA2024公式ホームページにより公示を行う。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

別紙1の説明書による。